

取り組みの経過

我が国では、平成元(1989)年の国連総会において採択された「子どもの権利条約」を平成6(1994)年に批准しました。条約では、子どもを「保護の対象」から「権利行使の主体」として位置づけ、「子どもの最善の利益」が優先されるように、社会全体で努力する必要性が明記されています。

しかし近年、児童買春や児童ポルノなどの子どもの健康や福祉を害する行為をはじめ、子どもへの虐待やいじめ等が社会問題になっています。このような状況から、平成11(1999)年には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が、平成12(2000)年には「児童福祉法」の一部が改正され、「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」が施行されています。また、平成15(2003)年には、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備を図ることを目的にした「次世代育成支援対策推進法」が、平成22(2010)年には総合的な子ども・若者の支援を推進するため、「子ども・若者育成支援推進法」がそれぞれ施行されています。そして、平成24(2012)年には、「子ども・子育て支援法」を含む子ども・子育て関連3法が制定されるなど、様々な個別立法により、子どもの最善の利益を守るための対策が進められています。

「児童虐待防止法」は、児童虐待の増加を背景に数回改正され、児童虐待による痛ましい事件の多発等を踏まえて、平成31(2019)年3月に「児童虐待の防止等に関する法律」と「児童福祉法」の改正案が閣議決定され、令和2(2020)年4月から施行されています。

いじめが社会問題になる中、平成25(2013)年には、いじめの防止対策の基本理念、いじめの禁止や関係者の責務を定めた「いじめ防止対策推進法」が制定されました。

格差社会の進展等により大きな問題となっている子どもの貧困については、その解消とともに、教育の機会均等、次世代への貧困の連鎖の防止等を図るため「子どもの貧困対策法」が平成26(2014)年1月に施行され、令和元(2019)年6月に改正されました。

本市では、平成27(2015)年3月に「はびきのこども夢プラン」を策定し、その後、同計画を令和2(2020)年3月に改定、子ども・子育てに関する施策の充実や子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支え合う環境づくりを総合的に推進しています。また、学校教育においては、児童生徒の尊厳を保持するため、学校、地域、家庭、その他関係機関との連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、「羽曳野市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止に向け様々な対策を講じています。

【国の主な動き】

昭和23(1948)年	「児童福祉法」施行
昭和26(1951)年	「児童憲章」制定
昭和39(1964)年	「母子福祉法」施行
昭和57(1982)年	「母子及び寡婦福祉法」(母子福祉法を改正)施行
平成6(1994)年	「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」批准
平成11(1999)年	「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」施行

平成12(2000)年	「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」施行
平成15(2003)年	「次世代育成支援対策推進法」施行 「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」施行
平成22(2010)年	「子ども・若者育成支援推進法」施行
平成24(2012)年	「子ども・子育て支援法」施行
平成25(2013)年	「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」施行 「いじめ防止対策推進法」施行
平成26(2014)年	「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子ども貧困対策法）」施行 「子供の貧困対策に関する大綱」策定 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（母子及び寡婦福祉法から改正）施行
平成27(2015)年	「子ども・子育て支援新制度」開始
平成28(2016)年	「小中一貫教育制度の導入に係る学校教育法等の一部を改正する法律」施行
令和元(2019)年	「子供の貧困対策に関する大綱」改定
令和2(2020)年	「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」施行

現状と課題

今後も、人権尊重を基調にした学校教育・保育の推進をはじめ、いじめや不登校、虐待などへの対応と防止など、家庭、学校、地域等が一体となって子どもの人権を守る環境づくりを推進していくことが必要です。

また、社会的ひきこもりをはじめ、ニート、不登校、子どもの貧困、ヤングケアラーなど社会生活を送る上で様々な困難を抱える子ども・若者が増加傾向にあり、問題の解決にあたっては、多面的で包括的な対策が必要です。一人ひとりに応じた支援や対応を行うため、早期の発見に加え、相談や適切な支援につなげる仕組みづくりを進めるなど、子ども・若者とその家族の状況に応じた総合的な支援体制の構築が求められます。

施策の方向性

① 子どもの人権に関する啓発

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員など関係者との連携のもと、子育て講座や各種相談活動を通して、子どもの人権についての意識向上に向けた啓発活動を行います。	家庭支援課 福祉総務課 人権推進課
2	保育園や幼稚園の中で、園児同士の多様な交流活動を通じて人権尊重の教育の推進に努めるほか、子どもだけでなく、保護者への啓発活動を充実します。	こども課 学校教育課

② 子育てなど相談事業の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	育児の孤立化や育児不安、児童虐待など子育てに関する深刻な事態を未然に防ぐため、面接または電話による育児相談などを随時実施し、親の不安や悩みの解消に努めます。	家庭支援課
2	要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、富田林子ども家庭センターなどと連携し、相談事業の充実に努めます。	家庭支援課
3	関係機関との連携を図るため、「羽曳野市要保護児童対策地域協議会」により、地域における相談体制の強化を図ります。	家庭支援課
4	家庭での育児やしつけなどが適切に行われるよう、保健師・助産師・栄養士などによる家庭訪問を実施することにより、育児不安・孤立化・児童虐待など子育てに関する深刻な問題の予防・解消に努めます。	健康増進課
5	子育て支援センターにおいて、子育ての不安や悩みをもつ保護者の相談や情報提供の充実に努めます。	家庭支援課
6	各小学校区単位で校区福祉委員会などが実施する子育てサロンや各地域の子育てサークルにおいて、子育ての不安や悩みをもつ保護者の相談に応じたり、集いを通じた友達づくりなどを支援します。	福祉総務課

③ 地域における子育て支援の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	子育ての不安解消や児童虐待の防止に向けて、子育てサークルの拡充や民生委員・児童委員を中心とした子育て支援活動の充実に努めるとともに、保健・医療・福祉、教育などの関係機関・団体と連携を図ることにより、地域における子育て支援のネットワークを構築します。	家庭支援課 こども課

④ 子どもの安全な居場所づくり

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	子どもの豊かな心や社会性などを育むため、放課後子ども教室・広場などを通じて、放課後や週末などの子どもの安全な遊び場の確保や子ども同士の交流機会の拡充に努めます。	社会教育課
2	子どもの居場所づくりや地域の世代間交流を目的として校区福祉委員会等が行っている子ども食堂など、子どもの育ちを地域で支えていく取り組みを支援していきます。	福祉総務課
3	生活に困窮している家庭の子ども等の基本的な生活習慣づけを支援するため、学習支援をはじめ、相談事業等を進め、子どもが安心して過ごせる居場所を地域と連携しながら確保し支援することを目的とする団体に対して補助を行います。	家庭支援課

⑤ 学校教育の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	教職員の研修を充実し、児童・生徒一人ひとりに“確かな学力”と“豊かな感性”が身につくように努めます。	学校教育課
2	問題解決的な学習や体験的な学習を通して、自己をみつめ、互いが一人ひとりを大切にする児童・生徒を育むとともに、地域、保護者、関係機関との連携をもとに、豊かな感性と“生きる力”を育むように努めます。	学校教育課
3	進路相談事業を実施し、関係機関とも連携することにより、教育・進路などへの不安解消に努めます。	学校教育課

⑥ 不登校児童・生徒及びその保護者への支援

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	市立小学校・中学校・義務教育学校の不登校状態にある児童・生徒や様々な課題をもつ児童・生徒に対して、適応指導教室での活動を通じて将来的な社会的自立をめざします。	学校教育課
2	不安や悩みをもつ児童・生徒や保護者が気軽に相談できる体制づくりに努めます。	学校教育課

⑦ いじめなどの問題に対する相談体制の充実

No.	施策の内容・方向性	担当課
1	生徒指導に関する研修の充実を図り、いじめ・不登校の問題は、いつでもどこでもだれにでも起こりうるとの認識を相談にあたる教職員がもつとともに、児童・生徒の小さな変化も見抜く力を教職員に育み、問題行動などの早期発見・早期支援に努めます。	学校教育課
2	いじめ・不登校の問題に対して、スクールカウンセラーなどの専門家に協力要請するとともに、ほっとスクール支援員などの外部人材による支援員の配置により、効果的・機能的な相談活動・支援活動を推進します。	学校教育課

No.	施策の内容・方向性	担当課
3	インターネット上など保護者や教職員が気づかないところで誹謗中傷を受けるいじめなどを防止するため、情報モラルや利用マナーの普及・啓発を図るとともに、事象が発生した場合には関係機関・団体と連携した相談支援を進めます。	人権推進課 学校教育課